

# ゴルフ場利用約款

## (約款の適用)

第1条 当ゴルフ場を利用される方(会員・非会員を問わず)は、当倶楽部会員細則による外、本約款に従ってご利用頂きます。

## (利用契約の成立)

第2条 当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、当日フロントにおいてスタート時刻を確認のうえ、所定の用紙に署名、その他必要事項をもれなく記入してください。それにより当クラブは署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

## (利用の申込)

第3条 当ゴルフ場を利用される時は、ご利用のご案内で定める方法での予約が必要です。ただし次の場合には予約申し込みの受付をお断りします。

- (1) 満員でスタート時間に余裕がないとき。
- (2) 天災、悪天候、事故その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
- (3) 申込者が、暴力団、暴力団員、暴力関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等反社会勢力」という)に所属していると認められるとき。

## (違約金等)

第4条 利用の申し込みをキャンセルされる場合等の違約金については次の規定により違約金を徴収いたします。

- (1) 平日 プレー日当日を含む3日前(3組以上は14日前)より一組当たり3,000円
- (2) 土日祝 プレー日当日を含む3日前(3組以上は14日前)より一組当たり6,000円
- (3) 無連絡によるキャンセルの場合は、全日利用申し込み時100%の料金を申込人数分徴収いたします。

2. 次に当てはまる場合は違約金を免責いたします。

- (1) ゴルフ場が閉鎖(クローズ)の場合
- (2) 台風暴風域進路、警報が発表された悪天候の場合
- (3) ゴルフ場が免除と認める場合

## (利用の拒絶)

第5条 当ゴルフ場は、次の場合施設の利用をお断りいたします。

- (1) 満員のためスタート時間に余裕がないとき。
- (2) 天災事故、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズ若しくはプレーの継続延長が不可能と認められるとき。
- (3) 利用者が暴力団等反社会勢力に所属していると認められるとき。
- (4) 暴力団等反社会勢力を同伴または紹介により入場させたとき。
- (5) 入れ墨がある等の事由により、当ゴルフ場を利用させることが好ましくないとき。
- (6) その他本約款に違反した場合、並びに当ゴルフ場の施設を利用されることが好ましくない事由があるとき。
- (7) 利用者が従業員、他の利用者等の当ゴルフ関係者に対する暴力行為、セクシャルハラスメント行為、パワーハラスメント行為、カスタマーハラスメント行為を行い、または過去に

行ったことがある等、当ゴルフ場を利用することが好ましくないと当ゴルフ場が判断したとき。

(8)その他の理由により、当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があると当ゴルフ場が判断したとき。

(利用継続の拒絶)

第6条 当ゴルフ場は、利用者が第5条に該当することが判明したときまたは当ゴルフ場の諸規則もしくは本約款に違背したときは利用の継続をお断りすることがあります。

(休業日、開場時間、スタート時間)

第7条 当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによる。但し臨時に変更する場合があります。

(金銭その他貴重品)

第8条 貴重品は必ずセーフティボックスにお預けください。その他の貴重品の盗難等については、当ゴルフ場では一切責任を負いません。

(携帯品、自動車)

第9条 携帯品及び場所を提供している駐車場の自動車及び車内の盗難、損傷については責任を負いません。

(ロッカーの使用・鍵)

第10条 ロッカーには金銭その他貴重品はお入れにならないで下さい。ロッカー内の金銭その他貴重品の盗難については責任を負いません。また、ロッカーの鍵はゴルフ場でお預かりいたしますので、ご自身でお帰りまで保管(携帯)して下さい。ロッカーの鍵紛失の場合は別途料金を請求いたします。

(宅配便の事故)

第11条 宅配便に就いてはその物品の受領、保管、発送等において当ゴルフ場はあくまで当事者を代行し行うもので、その間の事故発生の場合一切の責任を負いません。

(乗用ゴルフカート及びカートナビシステムの利用)

第12条 乗用カートに乗られるプレーヤーは、カートに掲示されている注意事項をはじめ以下の項目を確認の上、走行中ならびに乗車時の安全に充分注意して下さい。乗用カート进行操作する場合は、備え付けの取り扱い説明書ならびにゴルフコース内の案内指示に従い、安全運転に努め同乗者の安全に充分注意して下さい。飲酒運転は禁止致します。故意又は過失によりカート事故を起こした場合、また故意又は過失によりカートナビシステムを破損した場合は損害を賠償していただきます。

1. (1)カートの運転は、自動車運転免許証所持者に限定してください。
- (2)運転者は、カートの前後を確認し、必ず他の利用者が着席したことを確認の上カートを発車させてください。
- (3)カートは、打球が当るおそれがある位置には停めないで下さい。打球により生じた破損はカートナビシステム等の備品も含め賠償していただきます。
- (4)カートの運転操作ミスによる事故について、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。
- (5)カート走行中は必ずシートに座り、カートの把手部分に掴ってください。
- (6)カート走行中は乗車または下車しないでください。

(危険防止責任とエチケットマナーの厳守)

第13条 ゴルフ時により大変危険を伴う場合がありますのでプレーヤーはエチケット、マナーを守り、自己の責任により安全を確認した上でプレーしていただきます。

(ティーイングエリアにおける素振り)

第14条 素振りはティーマーク内の打席、または特に指定された場所以外ではなさないでください。特に打者以外のプレーヤーはみだりにティーイングエリアに立ち入らないでください。

(隣接ホールへの打込み)

第15条 隣接ホールへの打込は特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛球方向については適切に判断して慎重に打球して下さい。万一打込んだ場合はそのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに自己の同伴プレーヤーにも充分注意して打球して下さい。

(退避及び退避所)

第16条 先行組のプレーヤーは、後続組に対して打球させる際、後続組が全員打ち終わるまで待避所または安全な場所に退避して下さい。

(ホールアウト後の退去)

第17条 ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを立ち去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、速やかに次のホールへ進んでください。

(プレーの進行)

第18条 プレーの進行については特に注意して、前の組と1ホール以上の間隔を開けないようにして下さい。ハーフ9ホール2時間15分以内でお願いします。またボール探しは3分以内をお願いします。

(落雷が近づいた場合)

第19条 雷警報または雷鳴が近づき危険を感じた場合は、当ゴルフ場従業員の指示の有無にかかわらず直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。プレーの再開については自ら判断せず、係員の指示に従ってください。

(プレー開始前、終了後のクラブの確認)

第20条 利用者はプレー開始前に自己のクラブ及び携帯品を確認して下さい。利用者がプレーを終了した場合はクラブ及び携帯品を点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後はクラブの不足、損傷等について、ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第21条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合はその損害額を賠償していただきます。

(ゴルフ場内への持込品禁止)

第22条 ゴルフ場内へ下記のものを持込むことを禁止いたします。

- (1) 動物ペット類
- (2) 悪臭を放つもの
- (3) 鉄砲刀剣類
- (4) 火薬、揮発油等発火、爆発のおそれのある危険物
- (5) ゴルフ場施設の適切な利用を妨げるもの

- (6) その他、危険物や他人に迷惑を及ぼすおそれのあると当ゴルフ場従業員が判断したもの

(行為の禁止)

第 23 条 ゴルフ場内で下記の行為はお断りいたします。

- (1) 賭博、暴力その他風紀を乱す行為。
- (2) 物品販売、宣伝広告等の行為。(特に許可した場合は除く)
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為。
- (4) 利用者以外(含ギャラリー)のコース内への立ち入り(特に許可した場合は除く)尚特に許可した場合であっても、利用者以外(含ギャラリー)が傷病等の被害を受けた場合、ゴルフ場は一切損害賠償の責任を負いません。
- (5) レストラン、コンペルームへの飲食物の持ち込み

(信義則)

第 24 条 本約款、当ゴルフ場が定める会則(規約)等に定めのない事項については信義・誠実の原則に従って解決されるものと致します。

(附 則) この約款は、令和 8 年 4 月10 日から施行致します。